

広島県警察本部告示第6号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定によって、高齢者講習に係る講習手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和7年4月10日

広島県警察本部長 森 本 敦 司

委 託 を 受 け た 者		委 託 し た 年 月 日 （ 委 託 期 間 ）
名 称	住 所	
公益財団法人広島県交通安全協会	広島市佐伯区石内南三丁目1番1号	令和7年4月1日 (令和7年4月1日～ 令和8年3月31日)